

地方税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後 改正前

(国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に係る確定申告書の記載事項)

第七條の三 法第二十四條の四第三項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 代表者の氏名（外国法人にあつては、代表者の氏名及び恒久的施設等（法人税法第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その同条第七号に規定する所在地国が我が国であるものに限る。）を通じて行う事業の経営の責任者の氏名。第七條の五第一項第二号において同じ。）

三・四 省 略

2 法第二十四條の四第三項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表六に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

(国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告書の記載事項)

第七條の五 省 略

2 法第二十四條の十一第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表七に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第八條 地方税法施行令（以下「令」という。）第十六條第二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 省 略

2 省 略

(申告書の書式の特例)

第十條 国税庁長官は、別表一から別表七までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができ

(国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に係る確定申告書の記載事項)

第七條の三 同 上

一 同 上

二 代表者の氏名（外国法人にあつては、代表者の氏名及び恒久的施設等（法人税法第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その同条第七号に規定する所在地国が我が国であるものに限る。）を通じて行う事業の経営の責任者の氏名。第七條の五第二号において同じ。）

三・四 同 上

(国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告書の記載事項)

第七條の五 同 上

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第八條 地方税法施行令（以下「令」という。）第十六條第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 同 上

2 同 上

(申告書の書式の特例)

第十條 国税庁長官は、別表一から別表五までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができ

る。

2 国税庁長官が法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第七十条の規定により同令別表一から別表二十三までの各表の書式に別表一から別表七までの各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記した場合には、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項又は第七条の二第二項の規定により当該各表の書式によらなければならないこととされている記載事項の記載については、当該書式に代え、当該記載欄が設けられた同令別表一から別表二十三までの各表の書式によることができる。

#### 別表一、別表七 省 略

#### 附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 別表三の記載要領第四号(5)の改正規定 令和十年一月一日
  - 二 第八条第一項の改正規定 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日
- 2 改正後の地方法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第七条の三第二項の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和八年四月一日以後に開始する課税対象会計年度の地方法人税法第六条第二項第二号に定める国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税について適用する。
- 3 新規則第七条の五第二項の規定は、法人の令和八年四月一日以後に開始する課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税について適用する。
- 4 新規則別表一から別表二付表一までの書式は、法人の令和八年四月一日以後に終了する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用し、法人の同日前に終了した課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。
- 5 新規則別表六の書式は、法人の令和八年四月一日以後に開始する課税対

る。

2 国税庁長官が法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第七十条の規定により同令別表一から別表二十一までの各表の書式に別表一から別表五までの各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記した場合には、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項又は第七条の二第二項の規定により当該各表の書式によらなければならないこととされている記載事項の記載については、当該書式に代え、当該記載欄が設けられた同令別表一から別表二十一までの各表の書式によることができる。

6 |

象会計年度の地方法人税法第六条第二項第二号に定める国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

新規別表七の書式は、法人の令和八年四月一日以後に開始する課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税について適用する。